

公 表 第 7 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市教育委員会委員長及び久留米市企業管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年3月31日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成24年度

部局名：環境部

		指摘事項等	措置状況
意見	事務監査	<p>「久留米市地球温暖化防止実行計画」の一項目として取り組まれている市庁舎におけるコピー用紙使用量の削減については、取組の開始以来一度も目標値に達せず、逆に増加の一途をたどっている。この状況を打開するために行われたコピー用紙使用量の抑制実験の結果に対しては、増加要因の背景や取組手法や運用の妥当性等についても適正に分析・評価して、方法等の見直しも含めて実効性を持った仕組みを構築し、久留米市の公的な計画として掲げられた課題の解決に結び付けられたい。</p>	<p>平成24年度より「久留米市役所エコアクションプラン」及び「久留米市役所版環境マネジメントシステム」を制定するとともに、コピー用紙使用量の削減要領を策定し、削減のための具体的手法と判断基準を示しております。</p> <p>運用では、各課において所属長が取組状況を確認し、増減要因を分析・評価した上で、さらなる改善に結びつけるシステムを確立しております。</p> <p>運用の徹底を図るため、平成25年度から、コピー機のカード管理制の導入により各課の使用状況を把握しています。この結果を公表し各課の取組み状況を明確にすることで、職員のコピー用紙削減への意識をより一層高めてまいります。</p>
意見	財務監査	<p>契約事務</p> <p>損害賠償に関し、当該契約により業者は事故発生に伴う営業補償等の二次的損害に対する補償責任を負うものではない旨が契約書に規定されているが、民法では、通常生ずべき損害であるとき、又は特別の事情によって生じた損害であっても当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときを債務不履行に対する損害賠償を請求できる範囲と規定していることに鑑みれば、業者の補償責任の範囲から二次的損害を除外するような条項を設けることは、法令の規定を超える不利益を市としてこうむる可能性があるため、今後の契約においては、この点について十分検討されたい。</p>	<p>平成25年度契約からは、相手方と協議を行い、損害賠償について定める条項から二次的損害を除外する部分を削除しました。</p>